令和8年10月19日
子ども未来局子ども企画課

学校施設と児童会館の複合化について

1 児童会館の整備及び札幌市の方針等について

○「札幌市市有建築物の配置基本方針」等に基づき、児童会館については、小学校の改築等にあわせて、複合化を行うこととしています。

○この考え方に基づき、今回、再編後の小学校の通学区域内にある「栄東小ミニ児童会館・栄緑小ミニ児童会館」を集約し、新築する小学校と複合化した「児童会館」として整備します。

2 複合化後の児童会館について

【整備内容】

○整備面積は以下の通り想定しています。

児童会館	面積
児童会館部分（遊戯室・集会室など）	300㎡程度
多目的ホール	150㎡程度
合計	450㎡程度

○複合化後は、図書室など学校施設の相互利用を想定しています。

○児童会館専用の玄関を設ける予定です。

※部屋の種類や部屋ごとの広さ、配置などの詳細については、今後検討していきます。

【児童会館の概要】

対　象	0歳～18歳の児童
開設日	日曜・祝日・年末年始を除いた日
開設時間	8時45分～21時（最長） ※児童クラブは19時まで（18時から19時は延長時間帯） ※土曜日及び夏休み等の長期休業期間中については8時から開設。
主な諸室	遊戯室、集会室、多目的室、クラブ室、事務室など （具体的な諸室の名称や数等は、会館によって異なります）

○他の児童会館と同様に、0 歳から18 歳の方であれば、誰でも自由に来館できます。

○保護者の就労等に伴う放課後の居場所として登録制の放課後児童クラブを開設します。（対象：1年生～6年生）

○多くの児童会館では、小学生の利用が少ない午前中の時間帯に、幼児とその保護者を対象とした子育てサロンを週に1～3回実施しています。

○また、多くの児童会館では、夜間の時間帯において中高生の利用促進のために週2回の開館時間延長のほか、児童の健全育成に資する団体等の占用利用を認めています。

※実施する事業の詳細については、今後検討していきます。